

■札幌市道路占用料の改定について

令和4年4月1日から札幌市が管理する道路の道路占用料の額が下記のとおり改定されます。

【道路占用料の単価(条例別表)】 ~令和4年4月1日から下表のとおり改めます。

占用物件		単位	改定前			改定後		
			1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地
道路法第32条 第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱	本/年	1,100円			1,100円		
	第2種電柱		1,600円			1,800円		
	第3種電柱		2,200円			2,400円		
	第1種電話柱		950円			1,000円		
	第2種電話柱		1,500円			1,600円		
	第3種電話柱		2,100円			2,300円		
	その他の柱類	m/年	95円			100円		
	共架電線その他 上空に設ける線類		9円			10円		
	地下電線その他 地下に設ける線類	個/年	6円			6円		
	路上に設ける変圧器		930円			1,000円		
	地下に設ける変圧器	m ² /年	570円			620円		
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	個/年	1,900円			2,100円		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		800円			860円		
	その他のもの	m ² /年	1,900円			2,100円		
道路法第32条 第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	m/年	40円			43円		
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		57円			62円		
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		85円			92円		
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		110円			120円		
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		170円			180円		
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		230円			250円		
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		400円			430円		
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		570円			620円		
	外径が1メートル以上のもの		1,100円			1,200円		
道路法第32条第1項第3号に掲げる施設	m ² /年	1,900円			2,100円			
道路法第32条第1項第4号に掲げる施設	m ² /年	1,900円	1,400円	950円	2,100円	1,600円	1,100円	

※裏面に続く

占 用 物 件			単 位	改定前			改定後		
				1 級 地	2 級 地	3 級 地	1 級 地	2 級 地	3 級 地
道路法第32条 第1項第5号 に掲げる施設	地下街 及び 地下室	階数が1のもの	㎡/年	A×0.005			A×0.005		
		階数が2のもの		A×0.008			A×0.008		
		階数が3以上のもの		A×0.010			A×0.010		
	上空に設ける通路			2,700円	2,000円	1,400円	3,500円	2,600円	1,800円
	地下に設ける通路			1,600円	1,200円	800円	2,100円	1,600円	1,100円
	その他のもの			1,900円	1,400円	950円	2,100円	1,600円	1,100円
道路法第32条 第1項第6号 に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの		㎡/日	53円			71円		
	その他のもの		㎡/月	530円	400円	270円	710円	530円	360円
道路法施行令 第7条第1号 に掲げる物件	看板	突出看板 (表裏2面以上)	㎡/年	3,700円	2,800円	1,900円	5,000円	3,800円	2,500円
		その他のもの		5,300円	4,000円	2,700円	7,100円	5,300円	3,600円
	添加広告	突出添加広告		3,700円	2,800円	1,900円	5,000円	3,800円	2,500円
		巻付添加広告		1,900円	1,400円	950円	2,500円	1,900円	1,300円
	可動看板		個/月	640円	480円	320円	850円	640円	430円
	標識	停留所標識	本/年	750円			800円		
		店頭標識	本/年	1,500円	1,100円	750円	1,600円	1,200円	800円
	広告用旗のぼり		本/月	530円	400円	270円	710円	530円	360円
	店頭装飾		㎡/月	530円	400円	270円	710円	530円	360円
	アーチ	車道を横断 するもの	基/月	5,300円	4,000円	2,700円	7,100円	5,300円	3,600円
その他のもの		2,700円		2,000円	1,400円	3,500円	2,600円	1,800円	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料			㎡/月	530円	400円	270円	710円	530円	360円
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設			㎡/月	190円	140円	95円	210円	160円	110円
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			㎡/年	A×0.034			A×0.033		

【備考】 ※1 1級地:市内中心部 / 2級地:市街化区域(1級地以外) / 3級地:市街化調整区域

※2 表中のAは、許可時点における近傍類似の土地の1㎡当たりの地価を考慮して市長が定める額